

別紙4 令和7年度那覇市LRT導入によるまちづくり検討業務に関する プロポーザル審査要領

(目的)

第1条 令和7年度那覇市LRT導入によるまちづくり検討業務（以下「本業務」という。）における優先交渉権者を選定するために必要な事項を定める。

(審査機関)

第2条 本業務の受注者の選定は、LRT導入に関する業務に係る公募型プロポーザル審査委員会設置要綱（令和3年4月27日施行）第3条の規定に基づき設置されたLRT導入に関する業務に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査会」という。）において行う。

(審査方法及び評価基準)

第3条 事務局は、本業務に関するプロポーザル募集要領により提出された書類（以下「提出書類」という。）により、応募者の参加資格を確認する。

2 事務局は、提出書類について書類審査により審査する。審査項目及び配点などの評価基準については別表1「評価基準表（事務局）」のとおりとする。

3 応募者が5者以上となる場合は、前項の審査により、原則として上位4者を提案者として選定する。

なお、各項目の合計が同点となった場合は、「配置予定技術者の業務実績」の配点が高い提案者を選定するものとし、「配置予定技術者の業務実績」が同点となった場合は、「管理技術者」の配点が高い提案者とする。「管理技術者」の配点が同点となった場合は、事務局にて協議し、提案者を選定する。

4 委員は、提出書類について書類審査とプレゼンテーション審査により審査する。審査項目及び配点等の評価基準については別表2「評価基準表（委員）」のとおりとする。

(採点及び集計)

第4条 事務局は、提出書類より、前条第2項の審査結果を「評価判定シート」に記入する。「評価判定シート」は、プレゼンテーション審査の前に各委員へ配布する。

2 各委員は、提出書類と応募者によるプレゼンテーション及び質疑応答の内容から、前条第4項の評価基準に基づき審査を行い、「評価判定シート」に記入する。

3 各委員は、2者以上の提案者が同じ評価点とならないように採点するとともに、評価点の合計の高い順に提案者の順位を決定する。各委員の評価点には、書類審査による事務局の評価点を含めるものとする。

4 事務局は、各委員の採点が終了した後に「評価判定シート」を回収し、各委員の評価点及び順位を「評価判定集計表」に記載する。

5 委員長は、「評価判定集計表」の記載内容に間違いがないことを確認し、委員の同意を得て選定結果を確定する。委員長は、選定結果の確定後、「評価判定集計表」へ署名する。

(優先交渉権者)

第5条 優先交渉権者及び次点以降の者は次の方法で選定する。

- (1) 審査の結果、順位を第1位とした委員の数が最も多い提案者を優先交渉権者に選定する。また、順位を第1位とした委員の数が次に多い提案者を次点者に選定する。第3位以降の選定も同様とする。
- (2) 上記(1)において、順位を第1位とした委員の数が同数の提案者が2人以上ある場合は、当該応募者の順位を第2位とした委員の数が最も多い提案者を優先交渉権者として選定する。
- (3) 上記(2)において、順位を第2位とした委員の数が同数の提案者が2人以上ある場合は、当該提案者順位を第1位とした委員の当該提案者に係る評価点の合計点が最も高いものを優先交渉権者として選定する。
- (4) 上記(1)から(3)によっても順位が決しない場合は、審査会において協議し、優先交渉権者を選定する。
- (5) 応募が1業者の場合、審査の実施の上、各委員の合意でもって優先交渉権者とする。
- (6) 上記(1)から(5)にかかわらず、出席した委員の評価点の合計が満点の6割に満たない応募者は優先交渉権者として選定しない。なお、審査の結果により、優先交渉権者、次点者の両方又は次点者について、該当なしとする場合がある。

(審査)

第6条 審査（プレゼンテーション審査）は、応募者毎に行うものとし、審査の順番は、提出書類の受付順とする。

- 2 審査は、提案者毎に提案者によるプレゼンテーション15分、質疑応答10分及び採点5分で進行する。

(選定結果の公表)

第7条 選定結果については、優先交渉権者及び次点交渉権者の名称と本受注者選定プロポーザルへの提案者数等を、那覇市都市みらい部都市計画課ホームページに掲載する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、優先交渉権者等を選定するために必要な事項は委員長が別に定める。

別表 1 (第 3 条関係) 「評価基準表 (事務局)」

評価項目			評価内容	配点
会社の業務実績			過去 10 年以内に受注した同種・類似業務の実績 ・同種業務：業務実績は 2 件以内とする。 配点は、5 (点/件) とする。 ・類似業務：業務実績は 3 件以内とする。 配点は、2 (点/件) とする。 上限は 10 点とする。	10
配置予定技術者の業務実績	管理技術者	同種・類似業務	過去 10 年以内に受注した同種・類似業務の実績 ・同種業務：業務実績は 2 件以内とする。 配点は、5 (点/件) とする。 ・類似業務：業務実績は 3 件以内とする。 配点は、2 (点/件) とする。 上限は 10 点とする。	10
	調査技術者	同種・類似業務	過去 10 年以内に受注した同種・類似業務の実績 ・同種業務：業務実績は 2 件以内とする。 配点は、2 (点/件) とする。 ・類似業務：業務実績は 3 件以内とする。 配点は、1 (点/件) とする。 上限は 5 点とする。	5
見積書			費用内訳書の適格性及び金額を評価する。 25,047,000円～23,795,001円 1 点 23,795,000円～22,543,001円 2 点 22,543,000円～21,290,001円 3 点 21,290,000円～20,038,001円 4 点 20,038,000円以下 5 点 ※本業務の総額 (税込み)	5
合計 (30 点満点)				30

※同種業務：まちづくり及び交通結節点の検討業務をいう。

※類似業務：まちづくりの基本方針検討業務又は交通結節点検討業務、その他立地適正化計画や都市計画マスタープラン等の計画策定業務をいう。

別表 2 (第 3 条関係) 「評価基準表 (委員)」

評価項目		評価内容	配点
企画提案等	a	「業務実施方針」について、業務に対する理解度等を評価する。	4
	b	「業務スケジュール及び業務フロー」について、スケジュール及びフローの的確性を評価する。	3
	c	「業務の実施体制」について、業務を円滑、効果的に進める体制となっているかを評価する。	3
	d	「L R T 導入まちづくり検討」について、下記の内容を踏まえた検討となっているかを評価する。 ・ 那覇市の目指すまちづくりの整理の <u>検討手法や手順</u> ・ 沿線におけるまちづくり上の課題の <u>抽出や分析方法</u> ・ 公共交通の整備と一体的なまちづくり推進方針の <u>検討手法や手順</u> など	1 5
	e	「L R T 導入に伴う交通結節点検討」について、下記の内容を踏まえた検討となっているかを評価する。 ・ 交通結節点の配置、必要機能の <u>検討手法や手順</u> ・ 施設規模・施設レイアウトの概略検討の <u>手法 (データの活用など) や手順</u> など	1 5
	f	「市民意識醸成支援」について、下記の内容を踏まえた検討となっているかを評価する。 ・ 周知啓発等に係る全体計画の立案にあたっての <u>検討内容や手順</u> ・ ワークショップ・住民説明会の開催・支援の <u>効率的・円滑的な手法の検討</u> など	1 0
	g	「本業務の完成度を高めるための提案」について、効果的で実現性があり、本業務の完成度を高める独自の提案となっているかを評価する。	1 0
小計			6 0
プレゼンテーション		・ プレゼンテーションは分かりやすく、説得力があるかを評価する。 ・ 質疑に対する的確な応答であるかを評価する。	5
専門能力 ・ 取組意欲		業務に対する高度な知見や専門性、取組意欲等を評価する。	5
小計			1 0
合計 (7 0 点満点)			7 0